

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01356

研究課題名（和文）終末期における治療中止と患者の事前指示

研究課題名（英文）Withdrawal of Treatment at the End of Life and Patient Advance Directives

研究代表者

只木 誠（TADAKI, Makoto）

中央大学・法学部・教授

研究者番号：90222108

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：近時、終末期にある患者の、自身の死に関する自己実現手段のひとつとして、治療中止という選択肢が議論されるようになってきている。本基盤研究は、この治療中止、また、これにかかる患者の事前指示のあり方について、ドイツ、スイスをはじめするヨーロッパで先行する議論の状況とわが国との比較的研究を行い、同問題に関する法理論上の論点を抽出し、併せて医療実務における対応策を探り、今後のわが国における法的対応への方向性を探ったものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

終末期医療における治療中止と患者の事前指示については、「強いられた自己決定」の回避、翻意の可能性への考慮等々の課題もまた挙げられているところ、わが国における治療中止と事前指示の採用に関しては、ヨーロッパとは異なる文化的背景を踏まえた方法論の一般化、国民の合意、そして法的枠組みの策定に向けた議論が求められている。本研究では、ドイツ、スイスの状況についての幅広い調査と検証、考察を行い、その成果をわが国の議論の進捗の一助として世に提供したものである。

研究成果の概要（英文）：Recently, the option of discontinuing treatment has been discussed as one of the means by which terminally ill patients can self-actualize their own death. The purpose of this study was to conduct a comparative legal study of the current state of discussion in Europe, including Germany and Switzerland, regarding the discontinuation of treatment and the state of advance directives for patients regarding this. We also extracted the legal theoretical issues regarding this issue, explored measures to be taken in medical practice, and explored the direction of future legal responses in Japan.

研究分野：社会科学 法学 刑事法学

キーワード：終末期医療 治療中止 自己決定(権) 患者の自己決定 事前指示(書) 生命の尊厳 医師の治療義務
医療の萎縮

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

これまで、本課題研究代表者は、科学研究費基盤研究において、生命倫理と法の観点から「同意無能力者・限定的同意能力者」、「未成年の精神疾患治療」、「承諾能力のない、もしくは限定的である高齢者患者」、「終末期医療における自己決定、臨死介助と臨死介助協会」をテーマに患者の意思について考察し、検討を加えてその成果を発表してきたが、このところ、終末期医療、安楽死等の議論の中心は、許容の是非とその要件が問われた積極的安楽死や消極的安楽死の検討から治療中止と患者の事前指示の問題へと移りつつあるように思われる。医療技術や医薬品の進歩が目覚ましい現代においては、健康のほぼ全てを手放してもなお人の肉体の存続は可能という、過去の観念とは全く次元を異にした状況が生じ得ており、そのような生存は「無為な生」に他ならないとして、終末期に「自分が自分でいられること」への最後の手立てとして治療中止を考える人々は少なくないように見受けられる。近時、安楽死議論の中心が自己決定に基づく治療中止へと移りつつあるという背景には、そのような事情があるようにも思われるところである。

上に述べたように、治療中止と事前指示は、昨今、特にドイツ、スイス等においては、終末期医療にある患者の意思を実現する有効な手立てとされる動きが顕著であるが、その実施にあたっては、患者には翻意の可能性があること、患者と家族との意思が必ずしも一致するものではない場合があること等々を踏まえた慎重で丁寧かつ十分に時間をかけたやり取りを重ねたうえで、最終的に患者の自己決定が「強いられたもの」でないことの確認に立ってなされることが基本の条件とされている。翻って、このような終末期医療における治療中止の前提となる患者の事前指示(書)のシステムは、わが国においても徐々に取り入れられようとしているが、実際の運用に向けては、法的整備を担う側、医療の側、そして、患者自身の側においても「距離感」があるのが実情である。そこには、ヨーロッパ圏とわが国との間には宗教等に基づく文化的・社会的背景の相違が存し、生と死についての捉え方の違いも大きく反映していると言う事情もあるであろう。

このように、終末期医療における治療中止と患者の事前指示の問題について、わが国の議論はいまだその入り口にあり、早急な法的枠組みの整備が求められながらもその具体的策定には時間を要しているのが現状である。その意味からも、学術研究の成果をもって当該問題にかかる議論の進展に資することが求められていると言えるであろう。

2. 研究の目的

治療中止をはじめ終末期医療の問題全体における困難さの所以は、それが、法が最も重要な保護法益と定める「人の生命」の取捨に関わるものであるがゆえにである。根本の問題として、そもそも、治療中止の意思を表明し自らの死を選択しようとすることは、己のものを処分する権利として、他の権利と同様に個人の自由意志として尊重されるべきであるのか。そうであるとして、しかし、どのように患者の「死」への意思の実現を確保し得るのか。そのような問いに直面する私達に、以下のような提示は有用であろう。

すなわち、生命の価値は身体の完全性に優越しており、苦痛の排除という目的をもって生命を排除することは法的には許されない。しかし、そうではあるとしても、人間の尊厳の絶対性に鑑みるならば、苦痛が精神を蝕み人としての尊厳を失わせるという場面にあってその尊厳を守るために生命を犠牲にすることは、正当化し得るのではないか。そして、それが、

終末期医療の場面において共有可能な基本概念となり得るのならば、そのもとにあってこそ、治療中止にかかる患者の自己決定権とその内容は承認されるべきことになるのではなかろうか。

とはいえ、一般に、患者の事前指示(書)は、「自分で判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか、あるいは受けたくないかなどを記載した書面」として認識されて、先に述べた通り、わが国では、治療中止の前提たる文化的慣習として社会に根付くには至っておらず、その制度化の具体的議論もいまだであり、そもそも賛否両論があり、しかも、事前指示の尊重が全てに優先されるのか否かといった詳細については、今後の議論の推移のなかで明らかにされるのを待たなければならないという現状である。

また、一方、治療の中止に際して、医療者には、治療義務の及ぶ範囲やその限界という問題と表裏を一にする判断が求められ、そこでは、医療、治療という行為そのものの根源的な意義が問いかげられることともなるであろう。そして、同時に、終末期医療、救急医療に携わる医師は、治療中止が引き起こす結果を前に、自身の行為は法の許容のもとにあるか、いかなる要件のもと許容されるのかについて常に不分明な状況に置かれるのであり、そのことは、結果として、医療行為に対する医療者の態度を後ろ向きにさせ、ひいては「医療の萎縮」という状況をもたらすことにもつながっていくものと考えられるのである。

このように、治療中止と患者の事前指示に関する法的枠組みの構築は喫緊の課題であるところ、実情、わが国においては、動きは遅きに失していると言わざるを得ず、このことに鑑みて、本課題研究においては、人間の尊厳・自己決定権の尊重という原則のもと、治療中止にかかる事前指示(書)の在り方と医師の行為の正当化のための理論構築を念頭に、具体的対応策の方向性と可能性とを考察することを目的としたものである。

3. 研究の方法

上記の通り、本課題研究においては、治療中止と患者の事前指示の問題について、生命倫理と法の問題に詳しいドイツ、スイス等の研究者陣の研究協力を得ながら各国の法整備内容や理論状況、医療現場の実際について調査と資料の収集を行い、一方、日本においても並行的にこれと同様の作業を行って、両者を総合的に検証し考察する比較法的研究活動を展開し、試論を提示することを計画した。具体的には、以下の通りである。

・終末期医療における治療中止と事前指示(書)にかかるわが国の運用の現況の調査、実態の把握、ならびにそれら個別の案件における法的対応についての分析・検証と考察。

・治療中止と事前指示に関するヨーロッパ、特にドイツ、スイス等の法整備の内容と議論状況の検証とそれらのわが国への紹介。

・ドイツ、スイス等を参照した、治療中止の場面での医師の法的免責担保のための医療実務上の諸手続の提案、ならびに手続きの確立に向けたわが国の具体的な法対応の提唱。

以上の研究作業については、これまで長く学術的交流を結び親交も深いドイツ・ゲッティンゲン大学デュトゥグ教授、ハレ大学ローゼナウ教授、オスナブリュック大学ジン教授、ピュルツブルク大学ヒルゲンドルフ教授、ブツェリウス・ロースクール・ゲーデ教授、スイス・チューリヒ大学ターク教授、同シュワルゼネッガー教授ら著名な研究陣の協力のもと、また、各研究室の若手研究者らの参加も得て、各年2回程度、現地にて共同研究を行い、各国の立法や学説等の状況、医療実務における法運用の実際を把握し、社会状況も参考としつつ、それらをもとに、わが国の現状に対応した方策を提案すべく考察を加えた。

4. 研究成果

本課題研究においては、ドイツ、スイス等ヨーロッパ諸国と日本の状況の比較法的な研究作業を通して、一定の学術的成果を得ることができた。

とはいえ、初年度(2020年度)早々、前年末から急速な世界的流行状況にあった新型コロナウイルス感染症がわが国においても広がりを見せ、各国において強力な防疫対策の措置が講じられると同様、わが国でもさまざまな制限、自粛要請がなされた。この想定外の事態の発生により、研究活動は縮小を余儀なくされ、研究計画のなかで重要な活動として位置付けていた国外における研究作業はこれを見送らざるを得ず、また、資料収集などは、範囲を押さえ必要に応じたオンライン作業を中心として行ったものである。

そのようななかではあったが、中央大学日本比較法研究所共同研究グループ「生命倫理と法(代表: 只木誠)」の活動の一環として開かれた2021年3月のオンライン研究報告会では、参加者間で活発な議論がなされ、広範な知見を得ることができたことは有益であった。

また、一方、2019年秋の日本比較法研究所主催の生命倫理と法の問題をめぐる日独国際シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」について、その後、報告集がまとめられ、2021年3月に同研究所叢書「只木誠・Gunnar Duttge 編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』」として刊行の運びとなった。

第2年度(2021年度)においても新型コロナウイルスの流行は続き、わが国でも数次の感染ピークの到来に社会生活は大幅な縮小を強いられたが、研究活動についても、先年同様、国外での作業は全面的にこれを見送り、調査・収集などの活動も机上作業が中心となった。

しかし、6月には、共同研究グループ「生命倫理と法」のメンバーである小樽商科大学准教授の菅沼真也子氏、大東文化大学非常勤講師の秋山紘範氏とともに、北海道大学・城下裕二教授との討議の場をもち、11月には、司法修習生フォーラム主催の自己決定に関するシンポジウムにおいて「高齢化社会 / 尊厳死・安楽死」のテーマで講演を行うことができた。同フォーラムでは、聖隷三方原病院・森田達也医師による苦痛緩和のための鎮静をめぐる興味深い講演も行われ活発な議論がなされたが、本研究に得るところまことに大であった。また、共同研究グループの活動の一環として翌2022年2月に開かれた香川大学准教授・天田悠氏によるオンライン研究報告会においては、主催者・司会者として議論を先導するなかで、広範、多様な意見に触れ、知見を得ることができた。

なお、先の国際シンポジウム報告集刊行を受けて、ドイツにおいてもドイツ語版報告集の発行が決定し、2022年4月の刊行目指して作業が進められることとなった。

第3年度(2022年度)、新型コロナウイルス流行の収束に至らないなか、本課題研究は過去2年同様、大幅な活動縮小を余儀なくされたが、そのようななか、10月19日の共同研究グループ「生命倫理と法」主催のロゼナウ教授による講演会「自殺幫助の基本権 ドイツ法における議論」は、同教授の来日を受けて久方ぶりに対面形式での開催が可能となったもので、教授、会場参加者との間で充実した意見交換を行うことができたことはまことに有意義であった。一方、年が明けた2023年3月、コロナ感染症への規制が緩和の方向となったことから、ドイツにてデュトッゲ教授の協力のもと3年ぶりに研究活動を行うとともに、3月9日には、ハレ大学のシンポジウムにおいて"Behandlungsabbruch und Selbstbestimmungsrecht des Patienten"と題する講演を行った。また、帰国後、共同研究グループ「生命倫理と法」のメンバーである北九州市立大学准教授の大杉一之氏、ならびに秋山紘範氏とともに行った北九州市立病院機構臨床研究推進センターの稲田実枝子へのインタビューでは、事前指示ほか臨床現場での医療倫理にかかる諸課題について成果を得ることができた。

また、2022年4月、ドイツ側との作業を経て、国際シンポジウムのドイツ語版報告集である共編著「*Gunnar Duttge/Melanie Steuer/Makoto Tadaki (Hrsg.), Menschenwürde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende*」が刊行の運びとなった。

なお、この研究期間中、新型コロナウイルスの流行のもと研究活動を十分に行えたとはいえず、研究の総括、成果のまとめと公表に向けて年度末の2023年2月に補助事業期間延長の承認申請を行ったところ、2024年3月末までの研究期間の延長が認められることとなった。

そして、最終年度となった2023年度は、ようやく新型コロナウイルスの流行終息の兆しが見え、研究活動の本格的な再開が可能となったのを受けて、デュトゥゲ教授主催の研究会議"Das Medizinstrafrecht: Blosser Anwendungsfall oder Innovationsmotor der allgemeinen Strafrechtslehren?"(2023年7月7日(金)オンライン出席)、大杉一之准教授との共同企画による共同研究グループ「生命倫理と法」オンラインセミナー"Aktuelle Fragen des Medizinrechts in Japan und Deutschland"(2024年2月11日(日))、同研究グループ主催のニュルンベル大学・イエーガー教授の講演会「パンデミックの際のトリアージ」(2024年3月18日(月))等、議論の場も増え、医療と法の新たな方向性や視点に触れることができた。一方、8月と翌2月から3月にかけてのドイツ滞在ではデュトゥゲ教授、ロゼナウ教授との共同研究を実施し、デュトゥゲ教授とは、2022年10月の日独生命倫理と法オンラインシンポジウムの2024年第2回開催に向けた具体的な打ち合わせも進めることができた。

このような研究の成果として、甲斐克則教授祝賀論文集への寄稿論文「ドイツにおける自殺援助規制の現状」、チューリヒ大学・ターク教授祝賀論文集への寄稿論文"Behandlungsabbruch und Selbstbestimmungsrecht des Patienten"のいずれも近々の公刊を待つところとなっており、そしてまた、本課題研究の総括たる論文「医療現場の自己決定と患者の尊厳(仮題)」をともに収めた論文集『生命倫理と法をめぐる諸課題(仮題)』も、日本比較法研究所研究叢書として遠からずの刊行を予定しているところである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 只木 誠	4. 巻 -
2. 論文標題 ドイツにおける自殺援助規制の現状	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 甲斐克則先生古稀祝賀論文集(近刊)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Makoto TADAKI	4. 巻 -
2. 論文標題 Behandlungsabbruch und Selbstbestimmungsrecht des Patienten	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Festschrift fuer Frau Prof. Brigitte Tag(近刊)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木 誠	4. 巻 155号
2. 論文標題 「いのち」と「人権」について共に考えましょう	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 人権のひろば	6. 最初と最後の頁 8, 14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木 誠	4. 巻 258号【医事法判例百選 [第3版]】
2. 論文標題 家人による在宅患者の人工呼吸器取外し	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 196, 197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Makoto TADAKI	4. 巻 なし
2. 論文標題 Der Umgang mit Sterbehilfeorganisationen in Japan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Gunnar Duttge/Melanie Steuer/Makoto Tadaki(Hrsg.), Menschenwuerde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende	6. 最初と最後の頁 177, 190
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木 誠	4. 巻 なし
2. 論文標題 臨死介助 (自殺援助) 団体とわが国の対応 自殺ツーリズムをめぐる	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 只木誠・Gunnar Duttge 編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』	6. 最初と最後の頁 205,221
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木 誠	4. 巻 793号
2. 論文標題 医師による囑託殺人事件と安楽死	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 10,15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木 誠	4. 巻 92巻12号
2. 論文標題 医師による薬物投与事件をめぐる	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1,3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Makoto TADAKI	4. 巻 なし
2. 論文標題 Medizinischer Behandlungsabbruch in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Jiuan-Yih Wu/Makoto Ida/Robert Esser/Arndt Sinn (Hrsg.)Universelles und Kulturredingtes im Strafrecht - ErstesTaiwanesisch-Japanisch-Deutsches Strafrechtsforum,Kaohsing 2018	6. 最初と最後の頁 127,139
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉一之・只木 誠	4. 巻 54巻1号
2. 論文標題 フランク・ザリガー「業として行われた自殺幫助に対する処罰規定をめぐる諸問題(ドイツ刑法217条)」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法雑誌	6. 最初と最後の頁 1,26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 只木 誠
2. 発表標題 主催ならびに司会
3. 学会等名 ドイツ・ニュルンベルク大学 Christian Jaeger教授講演会「パンデミックの際のトリアージ」
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Makoto TADAKI
2. 発表標題 企画ならびに司会
3. 学会等名 Aktuelle Fragen des Medizinrechts in Japan und Deutschland
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Makoto TADAKI
2. 発表標題 Behandlungsabbruch und Selbstbestimmungsrecht des Patienten
3. 学会等名 DJJV/ Martin-Luther-Universitaet Halle-Wittenberg, Deutsch-Japanischer Rechtsdialog
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Makoto TADAKI
2. 発表標題 Kommentar zu Aufsatz Von Prof. Liane Woerner "Widersprueche beim strafrechtlichen Lebensschutz? - Ueberlegungen zu einem konsistenten strafrechtlichen Schutz des Lebens - "
3. 学会等名 Neue Gesichter der deutschen Strafrechtswissenschaft
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Makoto TADAKI
2. 発表標題 Rechtliche Probleme im Zusammenhang mit Triage in Japan
3. 学会等名 中央大学/ブツェリウス・ロー・スクール/ミュンヘン大学/独日法律家協会共催独日刑法会議(オンライン)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 只木誠
2. 発表標題 刑法の現代的課題 刑法と生命(安楽死・尊厳死及び死刑と終身刑など)
3. 学会等名 中央大学通信教育部信窓会神奈川支部主催 『令和3年度神奈川支部定例総会・講演会』
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 只木 誠
2. 発表標題 高齢化社会 / 尊厳死・安楽死
3. 学会等名 司法修習生フォーラム主催 生命に関する自己決定についてのシンポジウム
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 只木 誠	4. 発行年 2024年
2. 出版社 中央大学出版部	5. 総ページ数 -
3. 書名 生命倫理と法をめぐる諸課題(仮題：近刊)	

1. 著者名 Makoto TADAKI usw.	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 239
3. 書名 Gunnar Duttge/Melanie Steuer/Makoto Tadaki(Hrsg.), Menschenwuerde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende	

1. 著者名 只木 誠ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央大学出版部	5. 総ページ数 501
3. 書名 『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	ゲッティンゲン大学	ハレ大学	オスナブリュック大学	他2機関
スイス	チューリヒ大学			